

岡山市・建部町・瀬戸町
新市基本計画

岡山市

平成25年12月変更

令和4年3月変更

目 次

第1章 序論	-----	1
1 合併の必要性	-----	1
2 計画策定の方針	-----	3
第2章 新市の概要	-----	4
1 歴史	-----	4
2 自然条件	-----	5
3 社会条件	-----	6
4 人口	-----	9
第3章 主要指標の見通し	-----	15
第4章 まちづくりの基本方針	-----	16
1 まちづくりの基本方針	-----	16
2 土地利用の基本方針	-----	19
第5章 新市の施策	-----	23
1 健やかで、心がかよう、安心福祉都市の実現	-----	23
2 共に支えあい、環境にやさしい、安全都市環境の形成	-----	26
3 人が育ち、文化が薫る、個性輝く国際都市の創造	-----	29
4 快適で、ゆとりある、魅力的都市空間の創出	-----	32
5 人々が集い、活力あふれる、豊かな地域産業の振興	-----	34
6 市民と共に歩む、都市内分権型行政の推進	-----	36
第6章 公共施設の適正配置と整備	-----	38
第7章 財政計画	-----	39
1 設定条件	-----	39
2 財政計画	-----	41

第1章 序 論

1 合併の必要性

今日、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、生活圏の広域化、国・地方を通じた厳しい財政状況など、市町村行政を取り巻く情勢は、大きく変化しています。

基礎自治体として総合的な住民サービスの提供の責務を負う市町村には、行財政基盤の強化や広域的対応が強く求められており、市町村合併は、その有効な手段として全国的にその取組が進められる中、岡山市は、平成17年3月22日に御津郡御津町及び児島郡灘崎町と合併し、新「岡山市」として新たな歩みを始めています。

こうした背景の下、岡山市・建部町・瀬戸町（以下この章において「当地域」という。）における合併の必要性については、主に次のものが挙げられます。

(1) 厳しい財政状況と高度化する市民ニーズに対応するために

国・地方の財政状況は厳しい状態が続いており、いわゆる「三位一体改革」の推進に伴い、国庫補助負担金・地方交付税の改革等が行われ、地方自治体の財政を取り巻く環境は、一層厳しくなっています。

一方、住民ニーズの高度化等を背景に、市町村には専門的な行政サービスの提供が求められており、救急消防、ごみ処理、介護保険や情報化・国際化への対応など、単独の市町村では対応が困難な業務が多くなっています。さらに、少子・高齢化の進展に伴う行政需要の増大、人的資源の不足が懸念されています。

このため、当地域が合併することにより、専門的知識や技術を備えた職員の育成・配置による行政能力の向上を図るとともに、特別職や議員・職員などの削減によるスケールメリットを活かした簡素で効率的な行財政の運営体制を構築し、どのような状況下でも持続的・安定的な行政サービスを総合的に提供できるようにしていく必要があります。

(2) 魅力ある都市づくりのために

住民に最も身近な自治体である市町村は、地方分権時代の本格的到来により、今後、都市間競争が一層激化する中、「自己決定・自己責任」の原則の下、医療・介護等の福祉関係をはじめとする住民サービスの向上を図るとともに、地域特性を活かした個性的で魅力ある都市づくりに努めなければなりません。

この観点から、岡山県の県都であり中核市である岡山市の行政体制と財政基盤を基に、中四国地域における拠点性と交通の結節点としての優位性や、恵まれた自然環境や温暖な気候風土といった当地域の特色を活かしつつ、地域住民との協働のもと、比較優位分野の拡充を図る必要があります。

このため、当地域の合併を通じて、地域の実情に応じた質の高い行政サービスを提供することにより、「住みよい・住みたい・住み続けたい都市づくり」を進めながら、将来的には、現行地方自治制度上最も自立した基礎自治体である政令指定都市への移行を視野に入れ、地方分権時代における中四国地域の中核拠点都市としての発展をめざすことは、大きな意義があります。

2 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）第3条に基づいて作成するものであり、岡山市・建部町・瀬戸町の合併後において、同法第6条に規定する新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るとともに、将来の政令指定都市の実現を見据え、

- ① 優位分野の相互共有等による住民福祉の向上
- ② 一体性の速やかな確立と均衡ある発展
- ③ 持続的・安定的な行財政運営体制の構築

のための基本方針等を定めるものです。

(2) 計画の構成

この計画は、合併後の新しいまちづくりのための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共的施設の適正配置及び財政計画をもって構成します。

なお、建部町及び瀬戸町の将来に向けた地域づくりに重点を置くものとし、岡山市地域については「岡山市・御津町・灘崎町 新市建設計画」を基本とします。

(3) 計画の期間

各施策における主な事業の計画期間は、平成18年度から令和3年度までの16か年間とします。

なお、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち、最も期間を要するものは、令和12年度の完了を予定しています。このため財政計画については、計画期間を平成18年度から令和12年度までとします。

第2章 新市の概要

1 歴史

岡山市は、古代より吉備文化の発祥地として栄え、市西部には今も多くの史跡を残し、市の中心部においては、戦国時代末期に宇喜多氏が岡山城を築城したことに始まり、その城下町の整備に努めて、岡山発展の礎を築きました。江戸時代には池田氏が藩主となり、学問の奨励や藩政の改革、後楽園の築庭、また、岡山平野南部の大規模な干拓事業などが行われ、以降、政治・経済はもとより、交通・教育文化・医療などさまざまな都市機能を備えた中心都市として発展してきました。

建部町は、岡山と津山のほぼ中間に位置し、かつては津山往来の要衝でした。近世において、福渡地区は、旭川の渡し場や高瀬舟の船着場があり、宿場町として栄え、建部地区は、備前池田藩の家老、建部池田氏の陣屋を中心に繁栄しました。近年は、水稲や酪農などの農業が基幹産業となっており、また豊富な湯量を誇る八幡温泉とたけべの森公園を中核に、旭川を活かした豊かな自然環境とふれあえる観光交流拠点となっています。

瀬戸町は、吉井川や山陽道副道を背景に古くから栄え、古墳や古代寺院、古代朝鮮式山城などが所在しています。鎌倉時代には、南都東大寺再建のための瓦が作られ、万富東大寺瓦窯跡として、今に残っています。近世には田原用水が築かれて水田化が進み、水稲・桃・ぶどうなどの栽培が盛んに行われてきました。現在では、吉井川の水や山陽自動車道など立地条件に恵まれて数多くの工場が進出しているほか、県南都市の近郊住宅地としても発展しています。

合併の沿革

岡 山 市	明治22年6月1日	市制施行
	明治32年8月1日	御津郡御野村、伊島村、石井村、鹿田村、古鹿田村 福浜村の各一部及び上道郡三權村を編入
	大正10年3月1日	御津郡伊島村、石井村、鹿田村及び御野村の大部を 編入
	昭和6年4月1日	上道郡宇野村、平井村、御津郡福浜村を編入
	昭和27年4月1日	御津郡牧石村、大野村、白石村、今村、芳田村、児 島郡甲浦村、上道郡三幡村、沖田村、操陽村、富山 村を編入
	昭和28年3月1日	御津郡牧山村、赤磐郡高月村の各一部を編入

岡 山 市	昭和29年4月1日	上道郡高島村，幡多村，財田村，児島郡小串村及び御津郡御津町の一部を編入
	昭和44年2月18日	西大寺市を編入
	昭和46年1月8日	御津郡一宮町，津高町，吉備郡高松町を編入
	昭和46年3月8日	都窪郡吉備町，妹尾町，福田村を編入
	昭和46年5月1日	上道郡上道町，児島郡興除村，吉備郡足守町を編入
	昭和50年5月1日 平成17年3月22日	児島郡藤田村を編入 御津郡御津町，児島郡灘崎町を編入
建 部 町	昭和42年1月15日	御津郡建部町，久米郡福渡町が合併
瀬 戸 町	昭和30年2月1日	赤磐郡瀬戸町，万富町，渦瀬村，上道郡玉井村が合併

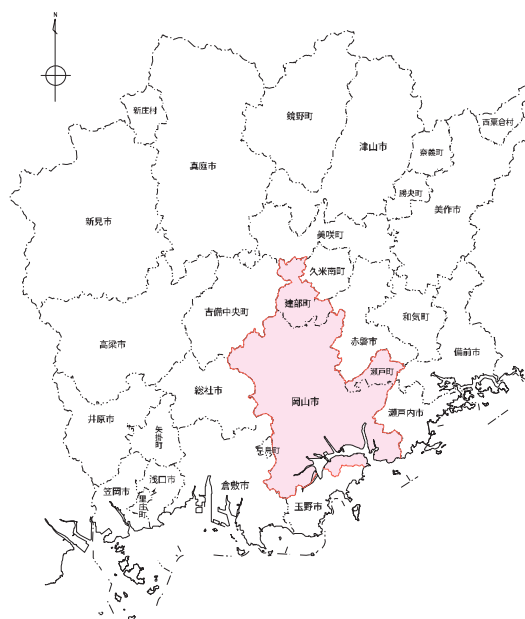
2 自然条件

(1) 恵まれた地理的条件

新市となる地域は，近畿圏と九州圏を結ぶ東西軸と日本海と太平洋を連携する南北軸のクロスポイントに位置し，中四国地方の中心地となり得る地理的条件を備えています。

また，地形的には，吉備高原に連なる北部の丘陵地，その山間部から南北に貫流する岡山県三大河川の旭川・吉井川，それら河川の河口に広がる岡山平野，児島半島に囲まれた児島湖，また，瀬戸内海に続く沿岸地帯からなり，水と緑に囲まれた自然の美しさを有しています。

新市の位置



(2) 気 候

新市は、瀬戸内式気候区に属し、平均気温が南部で16℃前後、北部で14℃前後と年間を通して比較的温暖で、晴れの国おかやまの言葉が示すとおり日照時間は2,000時間を超え、降水量は1,100mm～1,300mm前後となっています。

また、降雪はほとんどなく、台風等の自然災害も少ない地域です。

(3) 面 積

新市の面積は、789.88km²、東西約35km、南北約48kmで、岡山県の面積の11.3%を占めています。

地域別面積等 (単位：km²，%)

区 分	岡 山 市	建 部 町	瀬 戸 町	合 計	岡 山 県
面 積	658.57	89.53	41.78	789.88	7,009.12
県面積比率	9.4	1.3	0.6	11.3	100.0

(注) 1 平成17年10月1日現在の国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 児島湖(7.13km²)の水面が境界未定のため、岡山市には含まず、県計へのみ含む。

3 玉野市及び香川県香川郡直島町は境界の一部が未定のため、玉野市の面積は県計に含まれていない。

3 社会条件

(1) 交通網が集中する広域交流拠点

新市は、岡山県の県庁所在地として政治・経済・文化の中心地であり、道路・鉄道・空路などの交通網が集中する広域交流拠点となっています。

高速道路は、東西方向に山陽自動車道、南北方向に岡山自動車道が整備され、全国的な幹線道路網の一部を形成し、一般国道では、国道2号、国道180号、国道250号、国道484号が東西方向に、国道30号、国道53号、国道429号が南北方向に整備されており、県道とともに新市の骨格的な道路網を形成しています。

鉄道は、JR山陽新幹線が東西に敷設され、在来線では、山陽本線をはじめ、伯備線、瀬戸大橋線、宇野線、津山線、赤穂線、吉備線がJR岡山駅から各地域に連絡しており、中四国の結節点として拠点的作用を担っています。

また、3,000m滑走路を擁し、輸入促進地域(FAZ)の指定を受け、国際物流拠点として発展をめざす岡山空港や、重要港湾としての岡山港があります。

しかしながら、自動車交通量の増大に伴い、市街地で発生する交通渋滞や地域を連絡する幹線道路ネットワークの不足は、社会的コストの増大を招いており、道路をはじめとする交通基盤整備が今後の課題となっています。



(2) 土地利用の状況

新市の総面積は789.88km²で、森林面積が350.87km²と一番多く、全体の44.4%を占めています。森林を除く面積は、439.01km²(55.6%)で、比較的広大な平地に恵まれた区域であるといえ、その平地を活かすことにより、人口集積などさらなる都市空間の広がりの可能性を秘めています。

また、農用地面積は、167.88km²で区域の21.3%を占め、農用地にも恵まれています。

地域別に特徴を見ると、建部町と瀬戸町では森林の割合が、それぞれ69.5%、56.0%を占め、岡山市では、森林、農用地の占める割合は多いものの、宅地の占める割合も2町に比べて比較的多くなっています。

土地利用の状況(面積) (単位：km²，%)

区分	農用地	森林	水面等	道路	宅地	その他	合計
岡山市	154.13	265.27	45.82	39.52	70.36	83.47	658.57
構成比	23.4	40.3	6.9	6.0	10.7	12.7	100.0
建部町	7.50	62.20	5.85	3.20	2.56	8.22	89.53
構成比	8.4	69.5	6.5	3.6	2.8	9.2	100.0
瀬戸町	6.25	23.40	3.01	2.42	3.13	3.57	41.78
構成比	15.0	56.0	7.2	5.8	7.5	8.5	100.0
合計	167.88	350.87	54.68	45.14	76.05	95.26	789.88
構成比	21.3	44.4	6.9	5.7	9.6	12.1	100.0

- (注) 1 岡山市の面積は、岡山市(平成4年)、旧御津町(平成14年)、旧灘崎町(平成6年)の「国土利用計画」による。
- 2 建部町と瀬戸町の面積は、建部町(昭和59年)、瀬戸町(平成13年)の「国土利用計画」による。
- 3 各市町の合計面積は、平成17年10月1日現在の国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。

4 人 口

(1) 増加傾向にある総人口

平成17年国勢調査結果速報による新市の総人口は696,026人となっており、岡山県の総人口の35.6%を占めています。平成2年から平成17年の15年間の新市域の総人口は、建部町では減少しているものの岡山市、瀬戸町では増加しているため、全体では増加傾向にあり、さらに県に占める割合も増加してきています。

世帯数については、15年間で221,192世帯から282,624世帯へと次第に増加していますが、一世帯当たりの人員は2.90人から2.46人へと減少しています。

また、年齢別に見ると、平成2年から平成12年の10年間で年少人口は118,696人(18.5%)から103,078人(15.3%)に減少し、逆に、老年人口は78,469人(12.3%)から114,670人(17.0%)に増加しており、少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

総人口・世帯数 (単位：人，世帯)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
岡山県総人口		1,925,877	1,950,750	1,950,828	1,957,056
各市町	岡山市	618,578	641,654	652,679	674,605
	建部町	7,701	7,338	6,989	6,521
	瀬戸町	14,127	14,354	14,707	14,900
新市計		640,406	663,346	674,375	696,026
県に占める割合(%)		33.3	34.0	34.6	35.6
世帯数		221,192	246,101	259,350	282,624
一世帯当たりの人員		2.90	2.70	2.60	2.46

(注) 1 各年国勢調査による。平成17年は速報値。

2 平成2年，平成7年，平成12年の岡山市の人口は，旧御津町及び旧灘崎町を含む。

新市年齢階層別人口

(単位：人)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年
年 少 人 口 (0~14歳)		118,696	108,816	103,078
	構 成 比 (%)	18.5	16.4	15.3
生 産 年 齢 人 口 (15~64歳)		442,613	458,724	456,485
	構 成 比 (%)	69.1	69.1	67.7
老 年 人 口 (65歳以上)		78,469	95,247	114,670
	構 成 比 (%)	12.3	14.4	17.0
年 齢 不 詳 人 口		628	559	142
	構 成 比 (%)	0.1	0.1	0.0
合 計		640,406	663,346	674,375

(注) 1 各年国勢調査による。

2 国勢調査速報値は、人口・世帯のみのため、平成17年の年齢階層別人口は記載することができない。

(2) 増加する第3次産業就業人口

新市の就業人口は、平成12年現在で324,337人となっており、岡山県内の就業人口の34.2%を占めています。

新市の産業別就業者の動向では、岡山県の県都としての中核管理機能や商業機能の集積を背景に、第3次産業への就業が年々増加しており、平成12年現在で229,390人と全体の70.7%を占めています。その反面、第2次産業への就業者は、平成2年からの5年間に87,274人から89,457人へと若干増加しているものの、平成7年からの5年間では82,507人へと減少し、さらに、第1次産業就業者は、平成2年の16,779人から平成12年は12,440人と全就業者数の3.8%までに減少しています。

人口千人当たりの産業別生産額等から、建部町では、就業人口割合の高い農業生産額が高くなっており、瀬戸町では、立地条件に恵まれ多くの工場が進出していることから、製造品出荷額等が高くなっています。また、岡山市では、これまでの商業施設の集積などにより、商品販売額が高くなっていることなどが見とれます。

産業別就業人口推移

(単位：人)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年
岡 山 市	第一次産業	15,307	13,854	11,146
	構成比(%)	5.1	4.4	3.6
	第二次産業	83,531	85,779	79,054
	構成比(%)	28.0	26.9	25.2
	第三次産業	199,493	219,064	223,120
	構成比(%)	66.9	68.7	71.2
	合 計	298,331	318,697	313,320
建 部 町	第一次産業	670	689	605
	構成比(%)	16.5	17.6	16.9
	第二次産業	1,342	1,197	1,096
	構成比(%)	33.0	30.5	30.6
	第三次産業	2,057	2,033	1,876
	構成比(%)	50.5	51.9	52.5
	合 計	4,069	3,919	3,577
瀬 戸 町	第一次産業	802	793	689
	構成比(%)	11.4	10.5	9.3
	第二次産業	2,401	2,481	2,357
	構成比(%)	34.1	32.8	31.7
	第三次産業	3,835	4,291	4,394
	構成比(%)	54.5	56.7	59.0
	合 計	7,038	7,565	7,440
新 市	第一次産業	16,779	15,336	12,440
	構成比(%)	5.4	4.6	3.8
	第二次産業	87,274	89,457	82,507
	構成比(%)	28.2	27.1	25.5
	第三次産業	205,385	225,388	229,390
	構成比(%)	66.4	68.3	70.7
	合 計	309,438	330,181	324,337
岡山県就業者人口		952,585	987,172	948,658
県に占める割合(%)		32.5	33.4	34.2

(注) 1 各年国勢調査による。

2 岡山市の人口は、旧御津町及び旧瀬崎町を含む。

3 分類不能人口は含まない。

市町別生産額等

(単位：人，百万円)

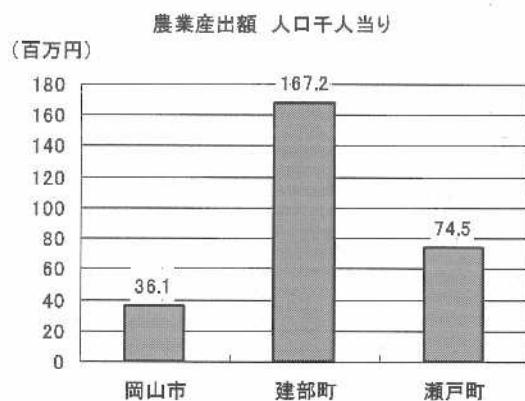
区分	人口	農業産出額	製造品出荷額等	商品販売額
岡山市	674,605	24,330	768,856	3,009,361
建部町	6,521	1,090	3,629	4,589
瀬戸町	14,900	1,110	117,835	9,796
合計	696,026	26,530	890,320	3,023,746

(注) 1 人口は平成17年国勢調査結果速報値，農業産出額は岡山農林水産統計年報（平成15年～16年版）の平成15年の数値，製造品出荷額等は平成16年工業統計調査（従業者数4人以上の事業所），商品販売額は平成16年商業統計調査による。

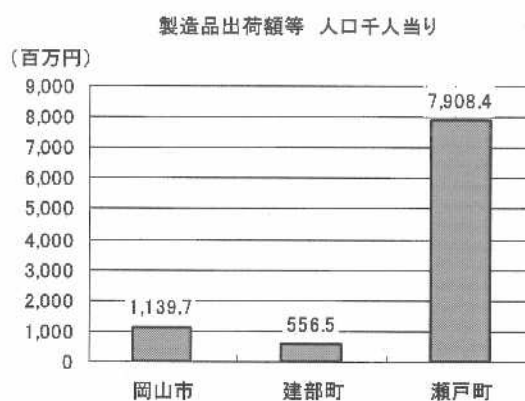
2 岡山市の数値は，旧御津町及び旧灘崎町を含む。

地域産業の特性

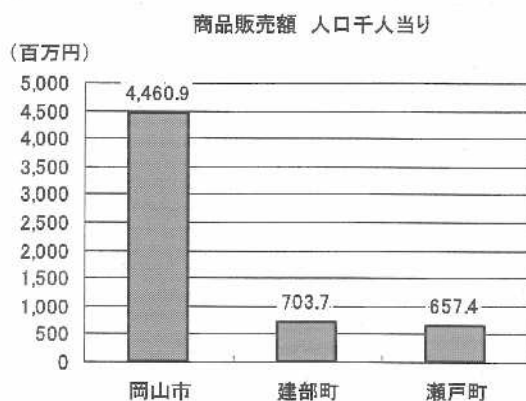
○市町別農業の状況



○市町別工業の状況（製造業）



○市町別商業の状況（卸売業，小売業）



(注) 1 人口は平成17年国勢調査結果速報値，農業産出額は岡山農林水産統計年報（平成15年～16年版）の平成15年の数値，製造品出荷額等は平成16年工業統計調査（従業者数4人以上の事業所），商品販売額は平成16年商業統計調査による。

2 岡山市については，旧御津町及び旧灘崎町を含む。

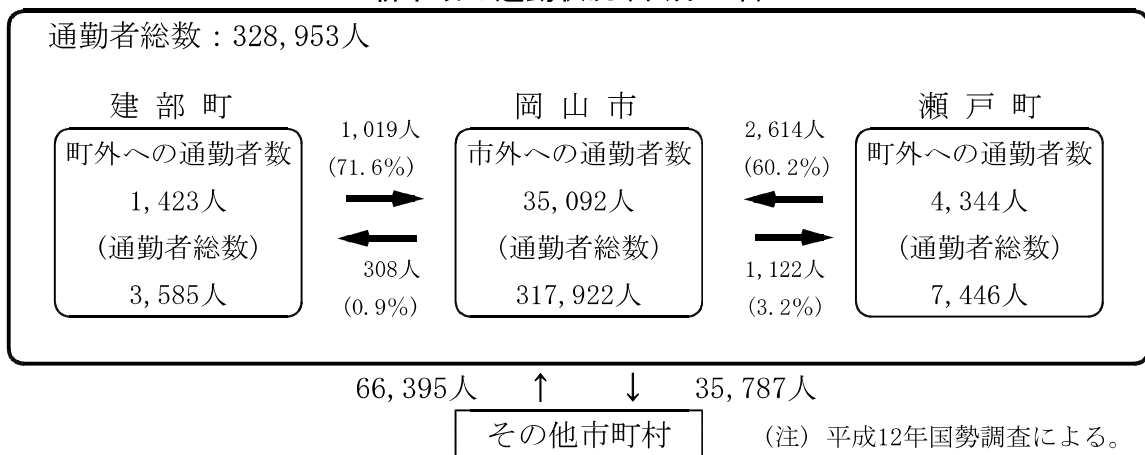
(3) つながりの強い1市2町

① 通勤の状況

新市域内の通勤の状況を見ると、建部町では、町外への通勤者1,423人の内1,019人(71.6%)が、瀬戸町では、町外への通勤者4,344人の内2,614人(60.2%)が岡山市へ通っており、両町とも岡山市と密接な関係を示しています。

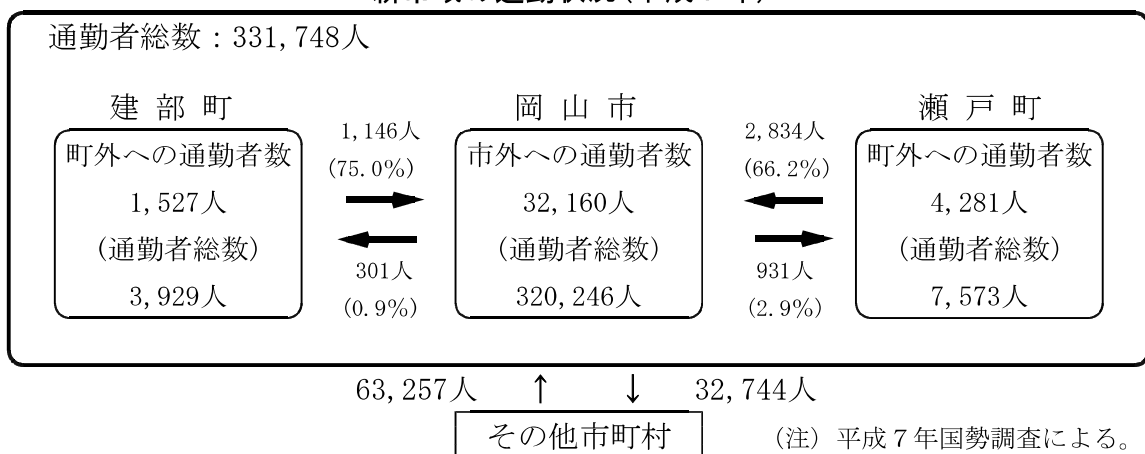
また、他地域から新市域内への通勤者数は、平成7年の63,257人から平成12年には66,395人となっており、経済活動の中心都市としての役割が一層増大していると考えられます。

新市域の通勤状況(平成12年)



(注) 平成12年国勢調査による。
岡山市の人数は、旧御津町及び旧灘崎町を含む。

新市域の通勤状況(平成7年)



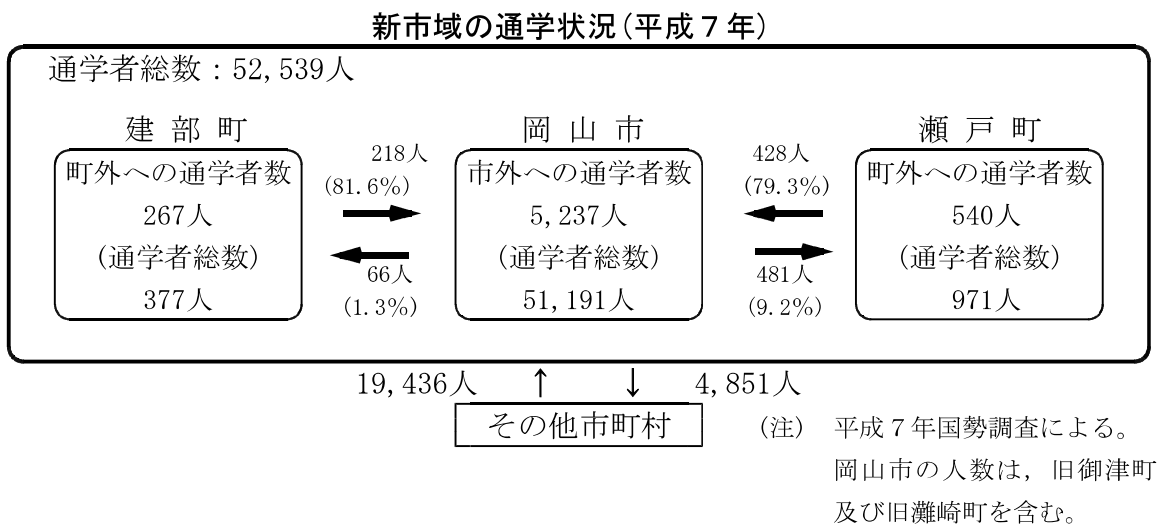
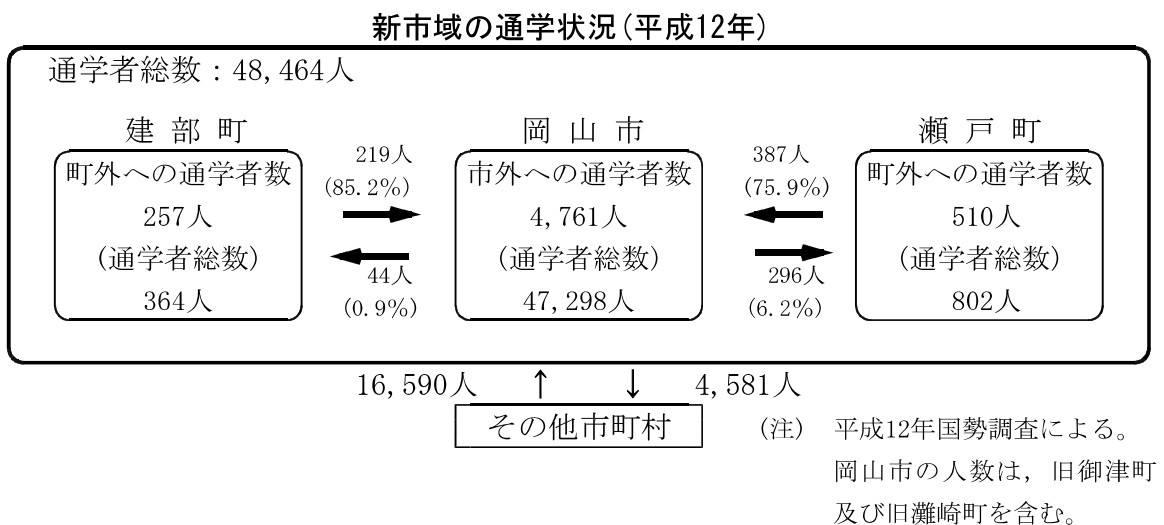
(注) 平成7年国勢調査による。
岡山市の人数は、旧御津町及び旧灘崎町を含む。

② 通学の状況

新市域内の通学の状況を見ると、岡山市に高校・大学等が集積していることから、建部町では、町外への通学者257人のうち219人(85.2%)が岡山市に通学しています。

また、瀬戸町でも同様に、町外への通学者510人のうち387人(75.9%)が岡山市へ通っており、岡山市から瀬戸町への通学者も296人となっています。

他地域との通学状況の推移を見ると、新市域内の通学者総数は減少傾向にありますが、他地域からの通学者は、新市域外への通学者数の約3.6倍にあたる16,590人となっています。



第3章 主要指標の見通し

(1) 国の推計人口を上回る国勢調査人口

平成15年12月に示された「日本の市区町村別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、わが国の人口は将来的には減少していくと予測されています。

この推計では、新市の平成22年人口は689,364人（以下この章において「22推計値」という。）と推計されていましたが、平成22年国勢調査結果では、1市2町の合計人口は709,584人となっており、22推計値に対し、20,220人、約2.9%上回っています。

これは、新市が政令指定都市として、また広域圏の中核拠点都市として、中枢管理機能や高等教育機関等の集積を背景に、人口の社会増が反映したものと考えられます。

平成22年国勢調査結果から (単位：人)

岡山市	建部町	瀬戸町	新市計
688,294	6,075	15,215	709,584

[参考] 「日本の市区町村別将来推計人口」からみた新市の推計人口

(国立社会保障・人口問題研究所、平成15年12月推計資料)

区 分		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
各 市 町	岡山市	662,785	667,906	668,054	663,080	654,530
	建部町	6,630	6,242	5,838	5,426	5,039
	瀬戸町	15,032	15,216	15,249	15,133	14,870
新市計		684,447	689,364	689,141	683,639	674,439
伸び率(%)			100.7	100.0	99.2	98.7

(2) 政令指定都市へ移行

岡山市は、平成21年4月1日に政令指定都市へ移行し、平成22年国勢調査結果では、政令指定都市の人口の目安とされる70万人を超えました。

第4章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの基本方針

岡山市，建部町及び瀬戸町の位置する県南地域は，北部のなだらかな丘陵地，旭川，吉井川の河口に広がる岡山平野，児島湾干拓による広大な農地，風光明媚な瀬戸内海等の豊かな自然環境に恵まれた地域であり，また，古代吉備の歴史と文化が育まれた地域でもあります。

さらに，新市は，道路・鉄道・空路などの交通網が集中した中四国の交通結節点であり，都市発展のための社会的条件に恵まれ，岡山県の県庁所在地として，政治・経済・文化の中心となっています。

少子・高齢化の進展や地方分権時代の本格的到来により，都市間競争が激化する中，1市2町の合併によって，豊かな自然環境や地域の伝統文化を活かしながら，福祉の整った，国際的にも通用する「住みよいまち，住みたいまち，住み続けたいまち」「人が増えるまち」を目指します。

また，地域の持つ優位性を活かしながら，広域交通網の充実など交通基盤の整備や都市機能の集積などを進め，世界に誇りうる中四国の中枢拠点都市としての発展を目指します。

このため，まちづくりの6つの基本方針を掲げ，具体的な施策の展開を図ります。

■ まちづくりの6つの基本方針

- | | |
|---------|--------------------------|
| 【健康・福祉】 | 健やかで，心がかよう，安心福祉都市の実現 |
| 【生活・環境】 | 共に支えあい，環境にやさしい，安全都市環境の形成 |
| 【教育・文化】 | 人が育ち，文化が薫る，個性輝く国際都市の創造 |
| 【都市・交通】 | 快適で，ゆとりある，魅力的都市空間の創出 |
| 【産業・交流】 | 人々が集い，活力あふれる，豊かな地域産業の振興 |
| 【都市経営】 | 市民と共に歩む，都市内分権型行政の推進 |

(1) 健やかで、心がかよう、安心福祉都市の実現

少子・高齢社会を迎える中で、すべての市民が健やかで、安心して生活できる、くらしやすい福祉のまちづくりを進めます。

そのため、保健・福祉・医療の面での施設整備を進め、児童をはじめ高齢者、障害者、勤労者の福祉の充実に市民と協働して取り組むとともに、地域医療体制や救急医療体制の充実に努めつつ、地域保健活動を推進して市民の自主的な健康づくりの支援などに取り組みます。

(2) 共に支えあい、環境にやさしい、安全都市環境の形成

市民が安全に生活できるよう、災害から生命・身体・財産を守るとともに、豊かな自然と調和した都市環境の構築を目指します。

そのため、消防・防災・救急体制の整備、治山・治水対策等の充実、また、地域ぐるみの交通安全運動や防犯運動等の推進に努めます。

さらに、快適な居住環境の形成のため、公園・緑地等の整備を進めるとともに、環境にやさしいごみ処理対策や汚水処理施設の整備を行い、環境の保全と資源循環型社会の実現を目指します。

(3) 人が育ち、文化が薫る、個性輝く国際都市の創造

市民一人ひとりが、生涯を通じて充実した生活を送れるよう、人権が尊重される社会の実現、男女共同参画社会の形成を促進するとともに、学校教育や生涯学習の環境の整備等を図る必要があります。

そのため、人権尊重意識の醸成と男女共同参画の理念の浸透を図り、学校・図書館・公民館などの整備を進め、特色ある学校教育の推進や生涯学習の機会の提供に努めます。

さらに、歴史・伝統・文化の継承と保存活用、芸術・スポーツ・レクリエーション活動等の振興を図るとともに、諸外国との交流を進め、世界に情報を発信します。

(4) 快適で、ゆとりある、魅力的都市空間の創出

岡山県の県都として、広域拠点性を高め、都市内の均衡ある発展に努めるため、都市交通体系の整備や高次都市機能の集積を図ります。

そのため、中心市街地の活性化を図るとともに、各地域の特性を活かした拠点整備を進めます。

さらに、広域交通ネットワークの構築や都市における円滑な交通体系を確保するとともに、高度情報化社会に対応するため、情報通信基盤の整備を促進します。

(5) 人々が集い、活力あふれる、豊かな地域産業の振興

産業構造の変化や多様化する消費者ニーズに対応した農林水産業や商工業など地域産業の活性化を図ります。

そのため、農林水産業では、基盤整備を進めるとともに、担い手の育成や新たな地域特産品の創出に努めます。また、商工業では、商店街の活性化や新規産業の育成など中小企業支援に努めるとともに、企業誘致を促進します。

さらに、コンベンション機能の充実や、観光施設の整備や観光資源等の積極的な宣伝、観光イベントの開催などの観光振興に努め、交流人口の増加を図ります。

(6) 市民と共に歩む、都市内分権型行政の推進

多様で高度化する市民ニーズに対応し、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスを提供していくために、持続的・安定的な行財政の運営が求められています。

そのため、電子自治体の推進をはじめとした行政事務の効率化・高度化を図るとともに、市民との協働のまちづくりを進めます。

さらには、都市内分権を進めるとともに、周辺自治体と広域連携を図り、中四国地域における中枢拠点都市圏を形成し、将来的には、政令指定都市への移行を目指します。

2 土地利用の基本方針

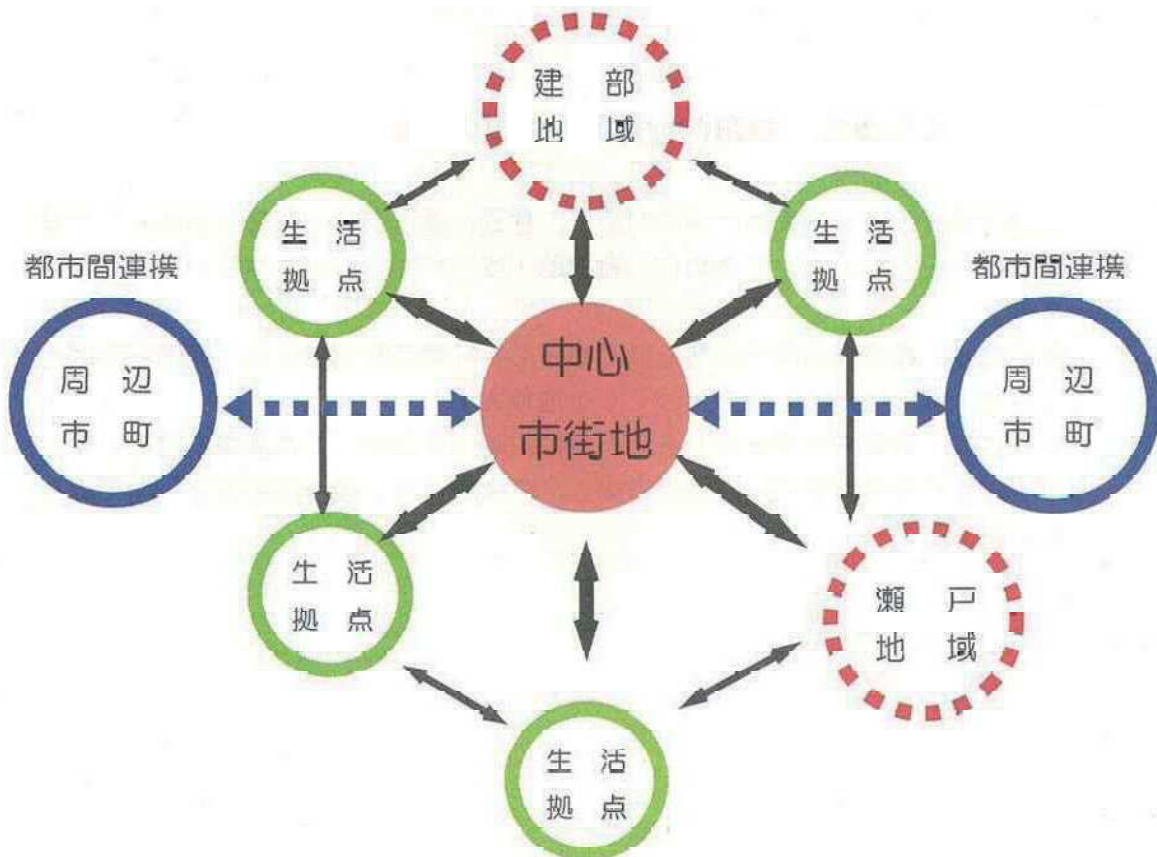
新市は、都市機能が集積する市街地を中心として、周辺部には、生活の場としての住宅地が広がり、商業施設等が立地した生活拠点が点在する都市構造となっています。

計画的な土地利用の推進により、これらの地域が、それぞれの機能を分担しながら、相互に連携して、全体として調和の取れた多核型の有機的な都市構造を形成することを目指します。

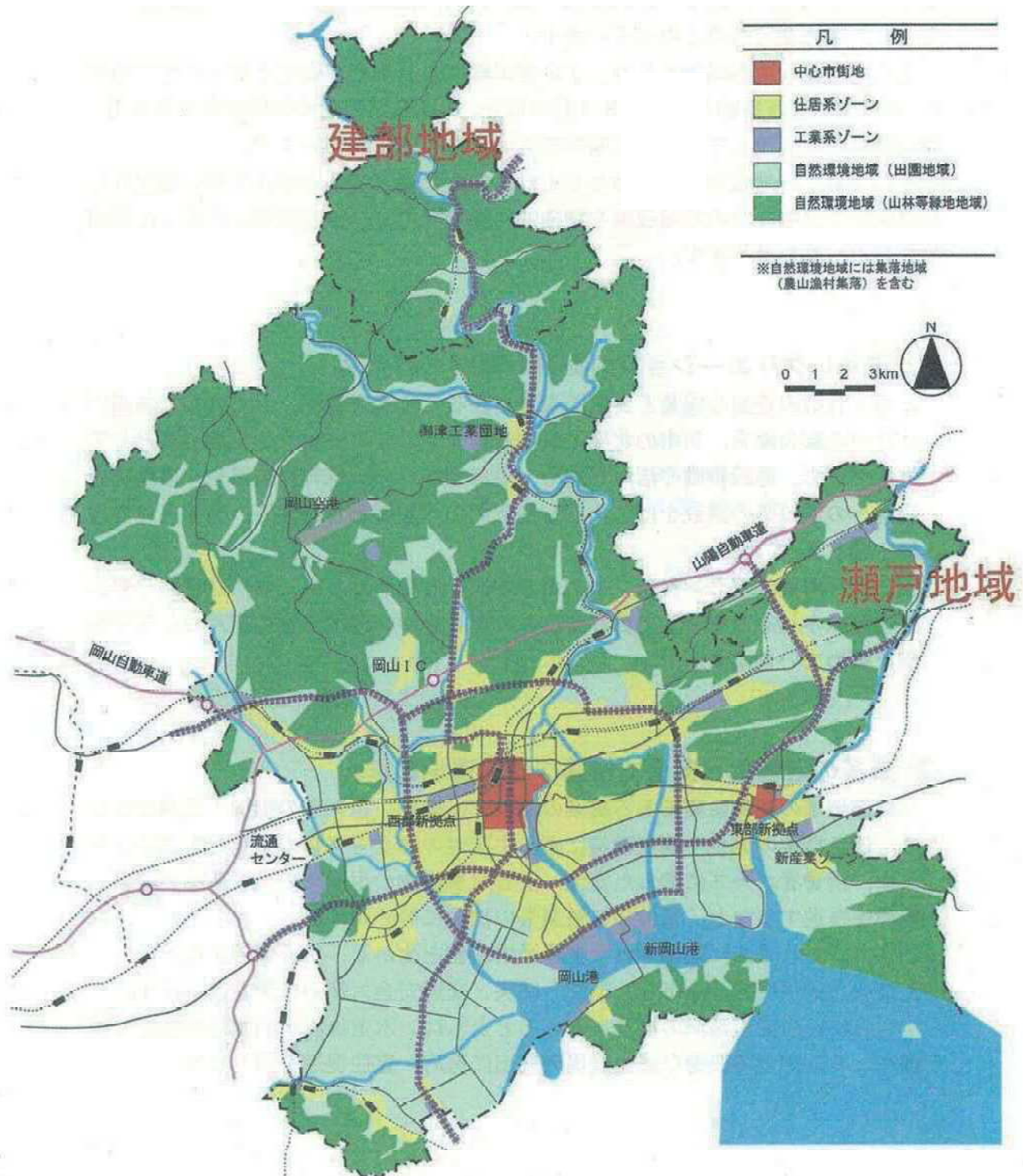
中心市街地においては、交通結節点としての機能強化、商業・業務空間の形成や賑わいと活力あふれる商店街の再生、魅力的な市街地の創生と良質な都市型住宅の確保等により、一層の都市機能の集積と定住人口の増加を図ります。

一方、周辺部においては、水・緑などの良好な景観を保全活用し、豊かな自然環境や歴史・文化資源を活かしつつ、道路・公園・下水道・農業などの基盤整備に努め、緑豊かで美しく快適な生活拠点の形成を図ります。

[都市構造図]



[土地利用方針図]



(1) 建部地域のまちづくり

建部地域は、新市の北部に位置し、緑輝く山間地と清流旭川に沿って開けた平坦地から形成され、美しい自然環境に抱かれた八幡温泉郷、たけべの森公園を中心とした観光交流拠点となっています。

また、南北を結ぶ国道53号、JR津山線により中心市街地と約30分で結ばれ、さらに、東西を結ぶ国道484号のほか、山陽自動車道や中国縦貫自動車道、岡山空港にも近接しており、広域的アクセスにも恵まれています。

そのため、当地域の整備方針としては、豊かな緑と多様な野生生物に恵まれた自然環境や温泉などの地域資源を積極的に保全活用し、自然環境と共生した交流のまちづくりを進めます。

① 観光レクリエーションの振興と環境との共生

県下有数の豊富な湯量と良質な泉質を誇る八幡温泉郷や、しだれ桜で名高いたけべの森公園を、新市の北部における観光レクリエーション交流拠点として位置づけて、施設整備や活用を進め、建部地域への広域幹線道路や、福渡高校跡地への学校等の誘致をはじめとした駅周辺の整備と合わせて、交流人口の増加を図ります。

また、環境学習センター「めだかの学校」を中心として、豊かな自然や野生生物とのふれあいを通して自然や生命の尊さを学ぶ環境学習の拠点としての役割を高めていきます。

② 農業の活性化と安全で快適な居住環境の創出

建部地域の基幹産業である農業の活性化に向け、担い手の確保・育成をはじめ、優良農地の保全や基盤整備による生産性の向上と経営の安定化を図るとともに、消費者ニーズに即した安全・安心な農作物の生産や地域特産品の開発・販売を推進するなど、高付加価値農業の振興に努めます。

また、これまでに整備された情報通信基盤を生かし、災害情報をはじめとした情報の提供に努めながら、消防・防災・交通安全対策の充実を進めます。

さらに、生活道路網の拡充を進めるとともに、水道施設・汚水処理施設の整備により、安全で快適な居住環境の創出に努め、定住促進を図ります。

(2) 瀬戸地域のまちづくり

瀬戸地域は、新市の東部に位置し、国・県道やJR山陽本線により中心市街地と短時間で結ばれ、また、山陽自動車道へのアクセスも容易なことから、数多くの企業が進出しているほか、県南都市圏の近郊住宅地としても発展しています。

また、当地域は平坦地が約4割を占め、東には清流吉井川が、西には砂川がともに南北に流れ、豊かな水辺環境を形成しています。

そのため、当地域の整備方針としては、恵まれた立地条件を生かし、地域産業の活性化を図るとともに、福祉・教育・スポーツの充実した健康で文化的な生活拠点づくりを進めます。

① 福祉・スポーツの振興と快適な居住環境の創出

瀬戸地域では、瀬戸町健康福祉の館、ゆう遊プラザ、江尻レストパーク、瀬戸町総合運動公園を新市の東部地域における福祉・スポーツ等の活動交流拠点として位置付け、整備充実や活用を図り、魅力あるまちづくりに努めます。

また、瀬戸駅・万富駅へのアクセスを含めた駅周辺整備や下水道の整備、浸水対策を進め、快適な居住環境の創出とさらなる定住促進を図ります。

さらに、主要地方道や美作岡山道路等の整備を促進するなど、広域的なアクセスの向上を図るとともに、生活道路等の道路網の整備に努めます。

② 地域産業の活性化と高等教育の拡充・文化の振興

立地条件を生かした都市近郊型農業を推進するため、農地の流動化を促進し、中核的農家の育成や集落営農体制の構築を図るとともに、生産性・収益性の向上を図ります。

また、広域的な交通条件の優位性を活かし、優良企業の誘致をはじめ、地域産業の活性化に努めます。

さらに、情報化や国際化にも対応できる教育環境の整備充実や高等教育を含めた生涯学習の充実を図るとともに、国指定史跡の大廻小廻山城跡をはじめとした文化遺産の保護・保存・継承に努めながら、さまざまな文化的資源を生かして地域文化の振興を図ります。

第5章 新市の施策

1 健やかで、心がかよう、安心福祉都市の実現

① 質の高い福祉のまちづくりの推進

くらしやすい福祉のまちづくりを、市民、事業者と協働して推進し、地域福祉の充実を目指します。

また、健康づくりや在宅介護支援機能を備えた施設整備を行うとともに、公共施設や民間施設のバリアフリー化を促進し、福祉のまちづくりを推進します。

② 児童福祉の充実

少子化が進む中で、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、「子育てアクションプラン」に沿って、子育て支援施設等も活用しながら、情報提供・相談体制の充実や家事・育児負担軽減のための支援などに取り組みます。

さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するために、乳幼児医療費の自己負担に助成を行います。また、多様化する保育ニーズに対応するため、施設整備を図るとともに、乳児保育・延長保育・一時保育・障害児保育などの充実を図ります。

③ 勤労者福祉の充実

勤労者が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができる環境の整備に努めるとともに、事業者に対し、子育てしながら働き続けることができる職場環境が整備されるよう、啓発に努めます。

また、雇用の促進を図るため、国等の関係機関や関係団体と連携して、雇用に関する情報提供を行います。

④ 高齢者福祉の充実

高齢化が進行する中、高齢者が健やかで安心して生活できる環境づくりのため、在宅福祉施策や介護予防施策を推進するとともに、介護保険制度の円滑な運用を進め、在宅及び施設における介護サービスの充実を図ります。また、特別養護老人ホームなどの介護関連施設の計画的な整備を推進します。

さらに、高齢者の意欲と能力が多方面で活かされるよう、シルバー人材センターの事業分野の充実や老人クラブの育成など、高齢者に適した就業機会の拡充や地域社会への参画の促進を図ります。

⑤ 障害者福祉の充実

障害者が地域の中で自立して生活することができるよう、日常生活用具の給付や居宅生活支援など、障害者自立支援法の円滑な運用に努めます。併せて、社会復帰施設も活用しながら、総合的な相談体制及び情報提供の充実を図ります。

また、障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発・広報活動を推進し、障害者・市民・ボランティアなどの交流を促進します。

障害のある子供たちに対し、障害の種別・程度に応じた教育・保育等の充実を図ります。

⑥ 健康づくりの推進

市民が生涯を通じて主体的に健康の維持・増進を図るため、健康づくり計画「健康市民おかやま21」の普及・啓発活動に努め、併せて、健康教育や健康相談の充実を図ります。また、地域保健活動の推進や健康診査体制の充実、疾病の予防・早期発見に努めるとともに、感染症対策の充実を図ります。

また、医療に対する需要が増大、多様化している中で、身近なところで質の高い医療が受けられるように、医師会等の関係機関と連携を保ちながら、地域医療体制の充実を努め、さらに、救急医療体制の充実を図ります。

日常生活に密着した「食」に対しての安全・安心対策を推進し、健康で快適な暮らしづくりに努めます。

【具体的施策】

施策の目標	主要施策	主 要 事 業
質の高い福祉のまちづくりの推進	くらしやすい福祉のまちづくり	・「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」に基づく取り組みの推進
	保健福祉サービスの総合的推進	・社会福祉協議会等との連携強化
児童福祉の充実	子育て支援の体制と環境の整備	・子育て支援体制の充実 ・保育園・児童館等施設整備事業 ・「岡山市子育てアクションプラン」の推進
勤労者福祉の充実	仕事と家庭の両立支援	・児童クラブ等整備事業
高齢者福祉の充実	在宅・施設福祉の充実	・在宅福祉サービスの充実
障害者福祉の充実	障害者の自立支援と保健福祉の推進	・障害者の社会参加事業等の促進
健康づくりの推進	地域医療の充実	・地域医療体制の充実支援
	地域保健の充実	・「健康市民おかやま21」の推進

※なお、幼保一体化施設整備事業（政田，浦安・芳泉），公立園民営化推進事業（大元，豊，西大寺南）については，令和3年度に実施設計に着手しており，令和5年度の完了を予定，児童館整備事業（錦・大曲）については，令和3年度に実施設計に着手しており，令和6年度の完了を予定，児童館耐震改修整備事業（興除），放課後児童クラブ整備事業（三門，第二藤田，浦安，南輝）については，令和3年度に実施設計に着手しており，令和4年度の完了を予定，岡山市仁愛館改築・改修事業については，令和3年度に実施設計に着手しており，令和7年度の完了を予定しています。

2 共に支えあい，環境にやさしい，安全都市環境の形成

① 消防・防災・救急体制の充実

安全で安心なまちづくりを進めるため，市域の拡大に応じて，消防署所の適正配置をはじめ，消防装備の充実，救急・救助体制の高度化など体制整備を進めるとともに，消防職員及び消防団員の資質向上に努めます。

また，火災や風水害，地震などの災害から市民の生命・身体・財産を守るため，地域ぐるみの自主防災組織の育成や防災安全対策の構築に努めるなど，総合的な消防防災体制の整備充実を図ります。

② 治山・治水対策等の充実

河川の氾濫や高潮などによる浸水被害を防止するために，河川改修や海岸保全施設整備を促進し，土砂災害の防止に向けては，砂防事業や地すべり，急傾斜地崩壊対策など県との連携を図りながら，災害防止対策を推進します。

③ 生活安全・交通安全対策の充実

「安全・安心まちづくり条例」に基づき，市民・行政・関係団体が一体となって，地域ぐるみの防犯運動，暴力追放運動を推進します。

さらに，交通安全知識やマナーの普及・徹底を図るとともに，市民の自主的な交通安全運動を支援し，交通危険箇所の改善等の交通安全環境の整備を促進します。

また，消費環境の複雑多様化に対応した消費者意識の高揚を図るとともに，消費者被害に対する総合的な相談体制の確立と啓発活動に努めます。

④ 住環境の整備

市民生活の利便性と安全性向上のため，生活基盤の整備の必要性の高い地域や良好な住宅・宅地を確保する必要性がある地区については，秩序ある土地利用を進めるとともに，公園などの整備を推進します。

また，老朽化を迎えた公営住宅等については，統合を図りつつ，効率的な建て替えを推進します。

さらに，全国都市緑化フェアの開催をはじめ，市民が主体となって緑豊かなまちづくりを進めるために，緑化活動の支援を行います。

⑤ 下水道の整備

下水道については、雨水対策を含めた公共下水道等の整備や、合併処理浄化槽の設置促進など、汚水処理人口普及率の向上に向けて計画的に事業を推進します。

さらに、処理区域内の市民・事業者の下水道利用を促進し、水洗化率の向上を図ります。

⑥ 水の安定供給

水道は、市民生活を支える重要なライフラインであり、水道施設の計画的な更新・改良事業を推進し、すべての市民への安定した水の供給に努めます。

さらに、安全でおいしい水の供給のため、水質管理体制の充実、給水サービスの向上に取り組み、信頼と満足に応じていきます。

⑦ 環境の保全と調和

環境と調和した社会の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となって、身近な環境の美化、浄化に対する意識の向上や児島湖流域の清掃などの環境保全活動に取り組みます。

また、貴重な動植物の保護や生態系の保全に努めるとともに、市民が身近な自然に親しめるような環境づくりに努めます。さらに、開発等による大気・水質・土壌汚染や騒音などの環境破壊に対して監視・指導を強化し、健康で快適な環境を確保します。

⑧ 資源循環型社会の実現

ごみ、し尿・浄化槽汚泥については、一般廃棄物処理基本計画等を策定し、分別収集や適正処理の推進に努めるとともに、計画的な施設整備等を進めます。

産業廃棄物については、排出事業者等に対する発生抑制や再生利用を進め、処理施設や処分場に対する監視指導を強化し、適正処理を促進します。また、産業廃棄物処理施設の設置等に対しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」の適正な運用に努めます。

さらに、地球規模での環境問題対策として、市民・事業者・行政が一体となって、省資源、省エネルギー、リサイクル活動を推進し、環境への負荷に配慮した、総合的な資源循環型社会の実現に努めます。

【具体的施策】

施策の目標	主要施策	主 要 事 業
消防・防災・救急体制の充実	消防・防災体制の整備	・消防防災設備充実・高度化事業
	地域消防防災体制の整備	・自主防災組織の育成
治山・治水対策等の充実	治水対策の充実	・県管理河川の整備改修 [県事業] ・浸水対策事業
	治山対策の充実	・通常砂防事業 [県事業] ・急傾斜地崩壊対策事業
住環境の整備	公園・緑地の整備	・カネボウ跡地整備事業 ・たけべの森公園整備事業 ・江尻レストパーク整備事業
	緑化の推進	・全国都市緑化フェアの開催
下水道の整備	公共下水道等の整備	・管きよ・ポンプ場・処理場等整備事業
	合併処理浄化槽設置の促進	・合併処理浄化槽設置促進事業
水の安定供給	水道施設の整備	・浄水処理施設の整備, 老朽施設の更新, 配水施設の整備 ・未給水地区の解消に向けた調査
環境の保全と調和	地域環境の保全	・大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等の防止対策 ・野生生物と共生できる環境づくりの推進

※なお、常備消防車両更新事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和4年度の完了を予定、消防救急無線更新事業については、令和2年度に実施設計に着手しており、令和8年度の完了を予定、水難救助訓練施設整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定しています。

3 人が育ち、文化が薫る、個性輝く国際都市の創造

① 人権尊重社会の実現

家庭や学校、職場や地域社会等において、市民が自ら気づき、考え、行動することを目標とした人権教育・啓発を展開し、人権尊重意識の醸成を図ります。

また、市民と協働して、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会の実現に努めます。

さらに、配偶者等からの暴力については、被害者の緊急一時保護を実施するとともに、相談支援体制の充実に努めます。

② 学校教育の充実

中高一貫校をはじめ多様な教育に対応した魅力ある学校教育環境及び施設整備を推進するとともに、次代を担う子どもたちの学力向上や豊かな心の育成のため、教育内容の充実に図り、質の高い学校教育を推進します。

また、いじめや不登校児童生徒に対して、教育相談室の機能強化や適応指導教室での教育支援を充実します。併せて、安全な通学環境の確保に努めます。

さらに、家庭・学校・地域社会が緊密な連携を図りながら、市民協働による学校運営を推進します。

③ 生涯学習の推進

市民誰もが生涯にわたって主体的に学習できるよう、地域の高等教育機関等との更なる連携も視野に入れ、生涯学習施設の整備や学習情報の提供に努めるとともに、地域の特性を活かした各種研修・講座などの学習内容の充実に図り、幅広い学習支援を推進します。

また、地域の人材などを活かして、子どもたちに多様な体験活動の場を提供し、青少年の健全育成を図ります。

④ 芸術・文化活動の推進

市民の手による個性豊かな市民文化の創造をめざして、文化環境の整備・充実に努めるとともに、市民の自由な芸術文化活動を積極的に支援します。

また、これまで育まれてきた地域性豊かな歴史・伝統・文化を尊重しながら、国指定史跡の大廻小廻山城跡をはじめ、有形・無形の文化遺産を保護・保存・継承し、世界へ情報発信を行います。

⑤ スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、スポーツ施設の整備充実を進め、気軽にスポーツに親しむ機会を提供します。

また、第60回国民体育大会の成果を踏まえ、関係競技の普及振興を図るとともに、市民のスポーツに対する意識を高めながら、指導者・団体を育成し、競技スポーツの振興や競技力の向上を促進します。

⑥ 国際交流の推進

市民参加・民間主導による国際友好交流都市との交流をさらに促進するとともに、外国人市民にとって暮らしやすい環境づくりに向けた取り組みを、外国人市民と協働して進めます。

また、新市の認知度を世界に広めるため、比較優位性のある分野を中心に情報発信することにより、諸外国との交流を促進します。

【具体的施策】

施策の目標	主要施策	主 要 事 業
学校教育の充実	学校教育環境の整備	・校舎・体育館耐震補強事業 ・通学環境の整備
	教育内容の充実	・特色ある教育の推進
生涯学習の推進	生涯学習環境の整備	・環境学習の推進
芸術・文化活動の 推進	文化施設の整備	・文化施設等整備事業
	文化財の保護	・大廻小廻山城跡の整備 ・文化財や歴史的景観の保護・保存事業
	文化事業の推進	・音楽・芸術・美術等文化事業の実施
スポーツ・レクリ エーションの振興	スポーツ・レクリエー ション活動の推進	・スポーツ・レクリエーション活動の推進
国際交流の推進	国際友好交流都市等と の交流の推進	・国際交流事業の推進

※なお、岡山芸術創造劇場整備事業については、平成 30 年度に実施設計に着手しており、令和 7 年度の完了を予定しています。

本計画で引用する「岡山市・御津町・灘崎町 新市建設計画」に掲げる事業のうち、山南学園整備事業については、令和 2 年度に実施設計に着手しており、令和 6 年度の完了を予定、新岡山学校給食センター（仮称）整備事業については、令和 3 年度に実施設計に着手しており、令和 9 年度の完了を予定、岡山中央中学校区公民館（仮称）建設事業については、令和 3 年度に実施設計に着手しており、令和 7 年度の完了を予定しています。

4 快適で、ゆとりある、魅力的都市空間の創出

① 都市機能の強化

都市交通体系の確立により広域拠点性を高め、高次都市機能の集積を図り、利便性の高い生活交流空間の形成に努めます。

中心市街地では、岡山らしい魅力にあふれた回遊性の高い商業・業務空間を形成し、また、都心部での居住環境づくりのため、多様なライフスタイルに合った良質な都市型住宅の供給を促進します。

② 地域特性を活かした都市空間形成

新市の均衡ある発展を図るため、新市において都市マスタープランの策定に努めるとともに、伝統・文化・産業・景観などの地域特性を活かしながら、地域の拠点となる駅周辺の整備をはじめとした魅力的な都市空間の形成に努めます。

また、市街地整備の推進にあたっては、良好な居住環境形成のために、土地区画整理事業を進めます。

③ 総合交通体系の整備

地域の拠点駅へのアクセス道路や生活道路網の体系的な整備により、都市における円滑な交通を確保し、交流拠点としての都市機能の向上を図ります。さらに、既存の高速自動車道の利活用や環状道路の整備促進により広域交通ネットワークの構築を図ります。

交通渋滞の緩和のために、通勤時のマイカー利用から鉄道・バス等の交通機関への乗り換えを推進します。併せて、利用者にとっての利便性・快適性を向上させるため、鉄道・バス等の公共交通機関相互の連携を強化します。

さらに、自動車利用が困難な市民のために、利用しやすい公共交通サービスを確保します。

また、駅や商業施設周辺では、駐輪場の整備を推進し、放置自転車の防止に努めます。

④ 高度情報化社会への対応

ブロードバンドの普及，テレビのデジタル化など，情報通信分野の急速な進歩に対応し，市民が等しく情報を共有するため，光ファイバーで公共施設をつなぐ地域イントラネットを有効活用するとともに，情報通信ネットワークの整備を促進します。

また，市民参加型の電子自治体の構築に向けて，人材育成，市民のIT利用環境の整備，官民の連携事業などを一体的に推進します。

【具体的施策】

施策の目標	主要施策	主 要 事 業
地域特性を活かした都市空間形成	各地域の特性を活かした拠点整備	・ 駅周辺整備事業（福渡駅，建部駅，瀬戸駅，万富駅）
総合交通体系の整備	広域幹線道路網の整備	・ 地域高規格道路（美作岡山道路） ・ 県道（建部大井線，久米建部線，一日市瀬戸線，西大寺山陽線）
	道路網の整備	・ 生活道路新設改良事業
高度情報化社会への対応	市民参加型の電子自治体の構築	・ 市民のIT利用環境の整備

※なお，佐伯長船線道路整備事業については，平成9年度に実施設計に着手しており，令和9年度の完了を予定しています。

本計画で引用する「岡山市・御津町・灘崎町 新市建設計画」に掲げる事業のうち，岡山赤穂線道路整備事業については，平成27年度に実施設計に着手しており，令和12年度の完了を予定，下中野平井線（旭川工区）道路整備事業については，平成21年度に実施設計に着手しており，令和5年度の完了を予定しています。

5 人々が集い、活力あふれる、豊かな地域産業の振興

① 農林水産業の振興

効率的かつ安定的な農林水産業経営の実現のために、今後とも用排水施設、農道、林道、漁港などの基盤整備を進め、担い手の確保・育成をはじめとした経営基盤の強化を図るとともに、農地の流動化を促進し、農地の持つ多面的機能の保全に努めます。

また、農林水産物の生産・加工・販売を促進することにより、魅力ある地域の特産品の創出を図ります。

さらに、生産者の顔が見える新鮮で安全な農林水産物の提供により、消費者に対する「食」の安全・安心の確保に努めます。

② 商工業の振興

商業については、消費者に楽しいショッピングの機会を提供するため、商業者と協力してイベントを実施します。また、多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりのための活動を支援し、まちづくりと一体となった消費者が集まるにぎわいのある商業空間の整備を促進します。

工業については、中小企業の技術開発力の強化、生産システムの高度化、販路開拓等を支援するため、研究開発費補助や産学連携事業の実施等について積極的に取り組みます。また、企業立地に関する情報収集に取り組み、助成制度などを活用して、企業誘致を促進します。

また、中小企業者の経営基盤強化のため、商工会議所、商工会等の経済支援団体と連携し、相談、融資、経営指導等を実施します。

さらに、新たな商品・サービスの開発などの新規事業に取り組む中小企業者が、自らの能力を発揮できる経済環境づくりに努めます。

③ 観光・コンベンションの推進

観光客誘致に向けて、観光基盤の整備充実や全国に情報発信できるイベントの開催を図るとともに、関係団体と連携しながら、地域に根ざした観光資源や特産品等の積極的な宣伝活動に努めます。

また、コンベンション機能の充実を図りながら、交通の結節点という利便性を活かし、全国規模の各種大会、展示会等の開催誘致活動を促進します。

【具体的施策】

施策の目標	主要施策	主 要 事 業
農林水産業の振興	農業基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地帯総合整備事業 [県事業] ・ため池等整備事業 [県事業] ・防災ダム事業 [県事業] ・経営体育成基盤整備事業 [県事業] ・湛水防除事業 [県事業] ・農道環境整備事業 [県事業] ・地域用水環境整備事業 [県事業] ・土地改良事業の推進
	経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農産物の生産振興 ・担い手の確保, 育成事業 ・酪農業の振興
	林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業の推進
	水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・水産資源確保対策の推進
商工業の振興	経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興支援
観光・コンベンションの推進	観光客受入体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設環境整備事業 ・観光イベントの開催

6 市民と共に歩む，都市内分権型行政の推進

① 協働のまちづくりの推進

市民，各種団体，企業などと情報を共有しながら，相互に理解を深め，それぞれの得意分野が活かせるまちづくりを協働して進めます。そのため，非営利公益活動団体等や地域コミュニティ活動の活性化，さらには地域イベントの開催など住民主体のまちづくりを支援します。

また，電子町内会の拡大を図り，拠点施設を整備するとともに，コミュニティ活動のリーダー育成に努めます。

② 持続的・安定的な行財政運営の推進

地方分権時代の本格的到来や少子高齢化社会の進展は，行財政の運営に大きな影響を及ぼすものであり，持続的・安定的に質の高い行政サービスを提供できる行財政の運営体制の構築に努めます。

また，高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応するため，庁舎・公共施設等の改修を行い，住民サービス窓口の拡大や行政手続きの利便性の向上に努めます。さらに，市民の信頼が得られるよう，法令を遵守し，事務の適正な執行に努めます。

③ 都市内分権と広域連携の推進

多種・多様化する住民ニーズに対応し，地域の意見を反映した行政サービスを提供するため，合併特例区などにより，都市内分権を推進します。

また，周辺自治体との各行政分野における連携を強め，相互に機能を補完しながら，中四国地域における中枢拠点都市圏を形成し，将来的には，中四国の雄都として政令指定都市を目指します。

【具体的施策】

施策の目標	主要施策	主 要 事 業
協働のまちづくりの推進	コミュニティ活動の支援	・地域イベント等への支援
持続的・安定的な行政運営の推進	行政サービス体制の充実	・住民サービス窓口の拡大（郵便局等）
	行政執行適正化の推進	・法令の適正な運用 ・市有施設の経営改善
都市内分権と広域連携の推進	広域行政の推進	・周辺自治体との連携強化
	都市内分権の推進	・合併特例区の設置

※なお、本計画で引用する「岡山市・御津町・灘崎町 新市建設計画」に掲げる事業のうち、新庁舎整備事業については、令和2年度に実施設計に着手しており、令和12年度の完了を予定、ほっとプラザ大供空調設備ほか改修事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和4年度の完了を予定、一宮地域センター整備事業については、令和2年度に実施設計に着手しており、令和5年度の完了を予定しています。

瀬戸内市への事務の委託により整備を進めている瀬戸内市新火葬場整備事業については、平成29年度に実施設計に着手しており、令和8年度の完了を予定しています。

第6章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性やバランス、財政事情等を考慮しながら整備及び管理運営について検討するものとします。

また、市本庁舎については、岡山市庁舎を活用し、建部町及び瀬戸町の旧庁舎については、窓口サービスの低下を招かないように十分配慮し、必要な機能の整備を図っていくものとします。

第7章 財政計画

新市における財政計画は、新市の持続的な発展に向けて新市基本計画に記載した主要事業を着実に推進するために、今後の財政見通しを明らかにするものです。

当該計画は、合併後の25年間（平成18年度から令和12年度まで）について普通会計をベースに作成したものです。

具体的には、平成18年度から令和2年度までは決算額、令和3年度から令和12年度までの数値は、計画変更時点における見込額です。

なお、単年度ごとの収支の均衡を図るため、行財政改革による節減、大規模事業の進捗調整や財源調整のための基金からの繰入を見込み、推計しています。

令和3年度からの歳入歳出の基本的な考え方は次のとおりです。

1 設定条件

（歳入）

① 地方税・地方譲与税・各種交付金

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」を参考に現行制度で推計しています。

② 地方交付税

財務省の「令和3年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」を参考に推計しています。

③ 繰入金

収支が不足する場合、財源調整のための基金から繰入金を見込んで推計しています。

④ その他特定財源

今後見込まれる経費に過去の歳出の財源割合を乗じるなどして推計しています。

(歳 出)

① 義務的経費（人件費，扶助費，公債費）

人件費は，令和3年度見込を基礎に，各年度の人員削減の影響と退職見込者数を勘案し推計しています。

扶助費は，令和3年度見込を基礎に，過去の伸び率等を参考に推計しています。

公債費は，既発債の償還予定額に今後予定される地方債の発行に伴う償還予定額を加算し推計しています。

② 消費的経費（物件費，維持補修費，補助費等）

令和3年度見込を基礎に，令和4年度以降を推計していますが，収支の均衡を図るため，行政改革による節減を反映しています。

③ 投資的経費（普通建設事業費）

普通建設事業費の大規模事業分は個々の事業費を積み上げていますが，収支の均衡を図るため，進度調整して推計しています。

④ その他経費（積立金，投資・出資・貸付金，繰出金）

令和3年度見込を基礎に，令和4年度以降を推計していますが，投資・出資金，繰出金は，下水道・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療会計の個々の見込等を勘案し推計しています。

2 財政計画（平成18年度～令和12年度）

（歳入）

区 分	（単位：百万円）																									
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
地方税	106,140	112,541	113,411	108,573	108,777	109,152	108,088	110,008	112,935	112,654	114,512	115,431	127,632	131,836	128,979	124,918	131,680	132,865	134,061	135,267	136,485	137,713	138,952	140,203	141,465	
地方譲与税	7,088	2,595	2,536	3,264	3,237	3,116	2,988	2,863	2,705	2,743	2,824	2,809	2,702	2,638	2,593	2,610	2,661	2,685	2,709	2,733	2,758	2,783	2,808	2,833	2,859	
交付金	12,590	10,432	9,950	15,297	15,143	15,038	14,267	14,882	16,268	21,694	19,975	34,778	23,822	23,807	25,539	28,118	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200
地方交付税	31,222	28,026	28,600	33,324	34,990	31,983	30,524	27,843	26,352	24,751	24,706	31,176	32,333	33,843	33,931	33,500	38,800	38,490	38,143	38,143	38,143	38,143	38,143	38,143	38,143	38,143
分担金・負担金	2,980	2,989	3,031	3,071	3,506	3,162	3,245	3,264	3,504	3,353	3,201	3,033	2,922	2,373	1,599	1,551	1,587	2,641	3,649	3,718	1,867	1,897	1,928	1,959	1,959	
使用料・手数料	6,281	6,247	6,411	6,869	7,045	7,011	6,996	7,133	7,287	7,021	6,969	6,923	6,893	6,433	5,409	6,353	6,370	6,376	6,383	6,389	6,395	6,402	6,408	6,415	6,421	
国・県支出金	32,502	36,197	35,376	52,309	52,785	53,493	54,125	55,534	59,466	62,571	65,577	74,709	74,994	80,444	166,920	118,090	87,267	83,458	86,890	92,651	89,847	91,353	92,983	94,356	95,779	
財産収入	462	596	964	582	384	444	1,590	529	533	704	1,337	2,218	1,741	2,826	641	761	767	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	500	500	500	
寄附金	11	3	9	2	4	25	40	117	62	154	181	142	192	120	296	218	448	452	456	460	464	468	472	477	481	
繰入金	4,608	6,544	6,279	2,593	1,013	739	723	5,151	6,957	7,330	6,878	8,317	8,405	7,342	7,418	8,165	8,876	4,421	3,152	1,660	608	1,502	2,575	2,831	3,810	
繰越金	3,562	2,319	2,227	2,221	3,377	5,575	4,740	3,263	4,721	5,467	5,344	5,120	6,784	10,941	9,852	3,231	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	2,572	2,255	2,003	3,624	3,739	3,759	3,905	5,481	3,639	3,752	4,082	7,299	5,997	5,610	8,228	4,258	4,715	4,396	4,396	4,396	4,396	4,396	4,396	4,396	4,396	
地方債	19,185	20,921	19,194	20,117	27,040	30,937	31,062	38,023	49,157	35,311	32,965	37,387	38,493	32,814	40,346	53,137	44,936	39,222	45,722	43,822	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
歳入合計	229,203	231,664	229,990	251,846	261,039	264,434	262,293	274,091	293,586	287,505	288,551	329,342	332,910	341,027	431,751	384,910	355,521	343,243	353,798	357,476	349,200	352,894	356,365	359,313	363,013	

(歳 出)

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
義務的経費	129,885	131,329	131,134	134,527	145,005	147,857	147,783	147,413	149,915	150,455	153,201	187,641	189,318	196,261	199,230	210,633	209,132	207,905	210,505	212,185	213,637	216,271	218,894	221,084	224,671
人件費	49,312	49,447	47,512	45,628	44,821	44,531	43,868	43,784	44,234	44,946	45,384	76,829	76,749	76,978	79,752	80,787	80,237	79,587	79,668	79,108	78,827	78,688	78,584	78,187	79,045
扶助費	41,091	43,300	44,943	50,699	62,564	66,067	66,802	67,969	71,499	72,797	76,346	79,157	79,700	83,043	85,822	94,723	94,174	92,038	94,137	96,283	98,478	100,724	103,020	105,369	107,793
公債費	39,482	38,582	38,679	38,200	37,620	37,259	37,113	35,660	34,182	32,712	31,471	31,655	32,869	36,240	33,656	35,123	34,721	36,280	36,700	36,794	36,632	36,859	37,290	37,528	37,853
消費的経費	36,132	37,309	36,140	50,690	49,021	49,768	49,222	50,377	52,124	55,342	55,631	53,950	55,244	55,244	136,351	92,925	64,385	57,854	58,067	58,592	58,307	58,627	58,740	58,684	58,770
物件費	24,460	24,341	25,078	25,656	25,580	26,352	26,079	27,297	29,110	30,599	30,156	29,745	30,720	31,164	34,373	42,443	39,054	32,509	32,470	32,864	32,364	32,509	32,470	32,308	32,279
維持補修費	2,814	2,653	2,411	3,010	3,463	3,595	3,607	3,699	4,125	4,305	4,221	4,490	5,211	4,870	4,766	5,173	5,962	5,503	5,662	5,827	5,996	6,169	6,348	6,532	6,722
補助費等	8,857	10,316	8,651	22,024	19,978	19,821	19,536	19,381	18,889	20,438	21,254	19,715	19,313	19,210	97,212	45,309	19,369	19,842	19,935	19,901	19,947	19,949	19,922	19,844	19,769
投資的経費	27,930	27,457	27,549	29,692	33,777	30,968	31,119	32,858	38,702	40,251	36,550	38,807	39,475	40,916	44,540	50,885	49,698	46,596	53,976	54,766	44,596	44,596	44,596	44,596	44,596
普通建設事業費	27,789	27,420	27,549	29,683	33,777	30,795	30,686	32,706	38,571	40,064	36,428	38,732	38,402	39,446	43,674	50,885	49,698	45,840	53,220	51,310	43,840	43,840	43,840	43,840	43,840
その他経費	30,737	31,142	30,345	30,861	22,560	27,001	27,805	34,422	42,078	31,813	33,549	37,960	32,932	33,354	34,381	30,467	32,306	30,888	31,250	31,933	32,660	33,400	34,135	34,949	34,976
積立金	947	561	565	886	834	3,742	3,966	5,363	4,265	3,188	4,168	7,198	5,781	5,188	2,863	317	332	341	341	341	341	341	341	341	341
投資・出資・貸付金	1,929	1,490	1,356	1,229	2,529	2,589	2,251	6,578	16,445	3,931	3,583	7,226	3,458	3,001	6,845	4,209	5,297	3,937	4,092	4,294	4,486	4,879	5,057	5,349	5,349
繰出金	27,862	29,091	28,424	28,746	19,198	20,670	21,589	22,481	21,368	24,694	25,798	23,536	23,693	25,165	24,673	25,941	26,677	26,610	26,817	27,298	27,833	28,180	28,737	29,259	29,286
歳出合計	224,684	227,238	225,169	245,769	250,364	255,594	255,930	265,070	282,819	277,861	278,931	318,358	316,969	325,775	414,502	384,910	355,521	343,243	353,798	357,476	349,200	352,894	356,365	359,313	363,013
財源調整のための 基金残高	13,329	9,998	7,645	8,847	11,473	19,590	27,387	30,529	33,197	35,643	38,367	36,985	37,604	37,573	38,003	37,114	37,114	32,693	29,541	27,881	27,273	25,771	23,196	20,365	16,555
地方債残高	323,156	311,786	298,081	285,359	279,233	277,647	276,054	282,523	301,269	307,410	312,104	320,722	328,992	328,007	336,866	363,914	368,507	371,976	382,072	390,475	394,017	397,859	401,281	403,928	406,229
地方債残高 (臨時財政対策債を除く)	285,317	271,756	257,025	241,564	224,180	210,291	195,517	186,640	190,952	185,584	180,313	175,363	170,924	164,427	165,568	156,806	188,032	189,446	197,864	204,518	206,496	209,333	212,170	214,663	217,054

※ 百万円単位の端数処理により、各項目の合計は一致しないことがある

※ 数値は、旧岡山市、御津町、瀬崎町、建部町、瀬戸町を含んだ数値である

平成 18 年 5 月

岡山市・建部町・瀬戸町 新市基本計画

岡山県南政令市構想（岡山市・建部町・瀬戸町）合併協議会

